

令和 年 月 日 さぬき市長殿	整理番号	
住 所	ふりがな	
	氏 名	
	個人番号	
電話番号	生年月日	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	□
--------------------------------------	---

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	□
-------------------------------------	---

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

オンラインワンストップ申請をご利用いただけます。

マイナンバーカードをお持ちの寄附者様は、オンラインワンストップ申請サービスをご利用いただけます。下の「マイページアクセス用QRコード」からご申請ください。



オンラインワンストップ申請の特徴

- ・オンラインのみでワンストップ申請が完了！
- ・申請書や確認書類の提出が不要！
- ・申請後すぐに申請受付が完了！

※オンラインワンストップ申請、また書面でのワンストップ申請、どちらでも申請可能です。

※書面での提出の場合は、ワンストップ特例申請書について（別紙）をご確認の上、必要書類を裏面に添付ください。

※寄附をした年の **翌年1月10日(必着)まで**にご提出ください。

※本人確認書類として住民票をご提出の場合は、発行後6か月以内かつ個人番号記載のものをご提出ください。

ワンストップ特例申請書の提出について

ワンストップ特例制度をご希望される方は、裏面の申請書に必要事項をご記入のうえ、必要に応じて、下記の「確認書類追加貼り付け用紙」に「個人番号確認書類」と「本人確認書類」の写しを貼付して、**寄附した年の翌年1月10日必着**（変更届も同様）までに、香川県さぬき市へご提出ください。

なお、提出されない場合及び申請書の記入ミスや本人確認書類が添付されていないなどの書類不備の場合はワンストップ特例制度をご利用いただけない場合がありますので、ご注意ください。

※受付完了通知は、メールにて登録のアドレスへ、「kagawa-sanuki-city@do-furufato.com」のアドレスより連絡させていただくか、書面にて郵送させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

●確定申告をする方や、6 団体以上の自治体に寄附した方などは、特例が適用されません。

- ・医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした場合
- ・6 団体以上の自治体に寄附した場合
- ・寄附をした年の翌年1月1日の住所地が申請書に記載された市町村ではなくなったにも関わらず、変更の届け出がされていない場合

※ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。寄附金控除について詳しくは、お住いの税担当課にお問い合わせください。

《 確認書類追加貼り付け用紙 》

書類が確認できるようにコピーして、**重ならないように**、貼り付けてください。



個人番号確認書類貼付欄

(例)

- ・個人番号カード(裏面)
- ・通知カード

※現住所と一致している場合に限り可

- ・個人番号が記載された住民票の写し

※寄附年月日または提出年月日から 6 か月以内のもの

本人確認書類貼付欄

(例)

- ・個人番号カード(表面)
- ・運転免許証、パスポート、在留カード等顔写真の確認できるものの場合1点
- ・健康保険証、年金手帳、住民票等、顔写真の確認できないもの場合2点

※枠よりも大きなサイズの書類は貼り付けせず、A4もしくはA5サイズにコピーしてそのまま同封ください。